

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

労働生産性の向上支援による持続可能な地域経済推進事業

2 地域再生計画の作成主体の名称

埼玉県さいたま市

3 地域再生計画の区域

埼玉県さいたま市の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地方創生の実現における構造的な課題

将来都市像を実現するうえでは、経済規模（市内総生産）の維持・拡大と市民一人ひとりの所得向上が必要である。なぜなら、市民が安心・安全に暮らすためには、人口減少・生産年齢人口減少下においてもインフラや社会保障制度等の公共サービスを提供していくことが必要であり、公共サービスは市民や市内企業の経済活動から生み出される付加価値を原資としていることから、市内経済規模の維持・拡大が求められるからである。加えて、個々の市民生活を豊かにしていくためには、物価上昇に負けない所得向上が不可欠であるからである。

市内総生産（労働生産性×労働者数）は、労働者数が増加することでも高めることが可能だが、国勢調査によると 15 歳以上就業者数は 587,220 人（平成 27 年）から 593,727 人（令和 2 年）と増加しているものの、国立社会保障・人口問題研究所による『日本の地域別将来推計人口（令和 5（2023）年推計）』によると、市内の生産年齢人口は 2025 年をピークに、総人口は 2035 年をピークに減少していくことが予測されていることから、労働者数の増加による経済規模の維持・拡大は持続的ではないことが分かる。また、埼玉県市町村民経済計算によると、本市の一人当たり市民所得は、3,638 千円（令和元年度）から 3,486 千円（令和 2 年度）と 4.2% 減少しているほか、物価上昇に負けない実質賃金の向上に向けては、賃金の原資となる労働者一人ひとりが生み出す産出付加価値額を高めていく

ことが必要である。

経済規模の維持・拡大及び市民の所得向上のいずれにおいても、”労働生産性を高めていくこと”が重要であり、本市はこれまで医療ものづくり都市構想の推進やリーディングエッジ企業認証支援制度等を実施し、第2次産業を中心とした生産性向上支援を展開してきたところである。一方、「地域経済分析システム RESAS」によると、本市の労働生産性は全国平均の5,449千円／人に対して4,670千円／人と全国と比較しても低い値となっていること、本市の産業構造は、比較的生産性が低いとされている小売業や飲食店をはじめとする第3次産業が市の生産額総額の約8割と多くの割合を占めていることがわかる。さらに、第3次産業に着目すると、市内事業所数の多くの割合を占める宿泊業・飲食サービス業における労働生産性は、全国の3,630千円と比較して3,110千円（環境省・日本政策投資銀行「地域経済循環分析ツール（2015年版）」）と特に低い値となっており、域際収支も-924,080千円（「平成23年さいたま市産業連関表」）と市内需要を取り込めていない状況にあり、産出付加価値額が低迷している要因となっている。

以上のことから、本市における構造的な課題は「労働生産性が低いこと」といえるが、これまでの第2次産業を中心とした生産性向上支援を実施するのみでは依然として全国比でも本市の労働生産性は低い状態にあることから、従来の第2次産業に向けた支援に加え、第3次産業を中心とした支援を新たに実施・強化していく必要がある。

4-2 地方創生として目指す将来像

【概要】

本市では、地方版総合戦略である「2030さいたま輝く未来と希望（ゆめ）のまちプラン（さいたま市総合振興計画）」において、市民一人ひとりのwell-beingを目指し、「上質な生活都市」と「東日本の中核都市」の2つを将来都市像に掲げ、行政運営を行っている。将来都市像の実現に向け、これまで安心して子どもを育てられる環境づくりをはじめとし、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができる環境づくり、都市インフラにおける地区の特性や居住ニーズを踏まえた良好な住環境の創出等、市民のあらゆるニーズに対応する施策を多角的に実施してきた。また、産業・経済分野においても、「上質な生活

「都市」実現のため、働きがいを得られるような魅力的な産業・職場を育成・創出しつつ市民の所得向上を目指すとともに、「東日本の中核都市」の実現のため、市内外の人・企業を惹きつけることのできる産業都市として、既存の市内産業の経営力強化や魅力向上、新たな産業の集積を図ってきたところである。その結果、令和3年に約132万人であった市内人口は、令和6年には約135万人となり、過去3年間順調に増加している。

一方、本市においても将来的に人口減少・生産年齢人口減少の到来が予測されている。本事業の実施により、将来都市像の実現に向けた取組を強化していくことで、そのような状況下においても、持続可能な経済成長及び市民一人ひとりのwell-beingを目指していく必要がある。

【数値目標】

KPI①	地域における新規雇用者数	単位	人
KPI②	労働生産性の平均向上率	単位	%
KPI③	副業人材・異業種企業等とのマッチング件数	単位	件

	事業開始前 (現時点)	2024年度 増加分 (1年目)	2025年度 増加分 (2年目)	2026年度 増加分 (3年目)	KPI増加 分の累計
KPI①	0.00	20.00	20.00	30.00	70.00
KPI②	0.00	3.00	3.00	3.00	9.00
KPI③	0.00	20.00	20.00	20.00	60.00

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2の③及び5-3のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ 地方創生推進タイプ（内閣府）：【A3007】

① 事業主体

2に同じ。

② 事業の名称

労働生産性の向上支援による持続可能な地域経済推進事業

③ 事業の内容

本事業では、企業の業務効率化支援と付加価値向上支援という2つの方向性で課題解決を目指していく。

業務効率化支援では、ITツール導入による企業のデジタル化支援、及びツール導入後の実装までの期間における専門家（DXコーディネータ）による伴走支援を実施する。付加価値向上支援では、ブランディングによる既存商品・サービスの付加価値向上支援やDX・GXに資する新商品・サービスの開発支援、新事業における副業人材の活用支援、オープンイノベーション推進による企業間共同開発支援等を実施する。

2つの支援を市内企業に展開することで、本市の構造的な課題である労働生産性を高めることができるほか、高付加価値ビジネスの創出によって賃金が高い雇用を生むことができると考えている。

④ 事業が先導的であると認められる理由

【自立性】

効果的な事業は市の財源を活用した実施を検討しつつ、各事業におけるプログラムやビジネスマッチングにおいて支援内容に見合った負担金を適宜設定し参加企業から徴収することで、本交付金に頼らない形での事業継続を目指す。

【官民協働】

DX・GX推進事業におけるコーディネーターの設置や、高度副業人材を活用した企業課題の解決を実施するなど、専門性が高く行政のみでの実施が困難な取組については、各事業の内容に精通する民間事業者等と連携しながら、民間企業の支援ノウハウを本事業に最大限に活かすことで、効果的な支

援を展開していく。

【地域間連携】

埼玉県DX推進支援ネットワークを活用し、県内での連携を強化しながらDXを積極的に推進していく。また、オープンイノベーション支援等においては、地域を限定せずに県内外の自治体とも連携し、先進自治体の支援手法を共有するとともに市内企業と県内外企業とのマッチング支援につなげ、より支援効果の高いものとする。

【政策・施策間連携】

本事業については、本市における中小企業支援センターである「公益財団法人さいたま市産業創造財団」が中心となって、DXやGX、ブランディング支援等のワンストップ支援を行うことで業務効率化、・付加価値向上支援の施策連携を図り相乗効果が生まれるよう取り組む。また、本事業により市内企業の生産性が高まることで、子育て世代にも働きやすい職場環境の整備が可能になり、本市の子育て政策にも寄与すると考えている。また、本市環境局と連携しながら、企業の脱炭素に係る支援を推進することで、高付加価値ビジネスの創出と市全体の二酸化炭素排出量削減を目指す。さらに、市内企業が開発する商品・製品等の付加価値向上支援をすることで、魅力ある製品を生み出す企業の増加にもつなげる。

【デジタル社会の形成への寄与】

取組①

DX推進に取り組む企業において、経営層に向けた普及啓発のほか、従業員のデジタルリテラシーの底上げと各部門における様々な課題解決を図るため、DX人材育成などを支援するためのセミナーを開催し、DXに取り組む企業の増加とスキル向上を図る。

理由①

新たにビジネスモデルの変革を目指す企業に対して、最新のデジタル技術を活用し、自らが保有する製品やサービス等の各種経営資源を活かし、稼ぐ力の向上に取り組む企業を支援するための補助金を交付する。

取組②

デジタル技術によって業務の改善や改良を目指す企業に対して、ITツー

ルの導入を支援するための補助金の交付やコーディネーターによる伴走支援を実施する。

理由②

ITツールの導入を促進することで、市内企業のデジタル基盤整備及び労働生産性の向上につなげる。

取組③

新たにビジネスモデルの変革を目指す企業に対して、最新のデジタル技術を活用し、自らが保有する製品やサービス等の各種経営資源を活かし、稼ぐ力の向上に取り組む企業を支援するための補助金を交付する。

理由③

新たなビジネスモデルの変革を目指す事業者が増えることで、地域の強みや企業の特性に応じた事業が生まれ、生産性の向上を図るとともに地域の魅力ある企業の増加につなげる。

⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4-2の【数値目標】と同じ。

⑥ 評価の方法、時期及び体制

【検証時期】

毎年度7月

【検証方法】

毎年7月に、産官学金労言士を含む外部評価委員により、事業結果やKPI達成度を検証し、事業手法や設定すべきKPI等に関する今後の改善点の意見をいただくことにより、今後の事業内容に反映する。

【外部組織の参画者】

さいたま市外部評価委員会構成員

（さいたま商工会議所、国土交通省関東地方整備局、アーバンデザインセンター大宮、埼玉大学、浦和大学、東京都立大学、埼玉りそな銀行、埼玉県雇用対策協議会、日本放送協会さいたま放送局、弁護士、市民）

【検証結果の公表の方法】

さいたま市ホームページで公表

⑦ 交付対象事業に要する経費

- ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

総事業費 342,376千円

⑧ 事業実施期間

2024年4月1日から2027年3月31日まで

⑨ その他必要な事項

特になし。

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし。

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

該当なし。

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から2027年3月31日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

5-2の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4-2に掲げる目標について、5-2の⑥の【検証時期】に7-1に掲げる評価の手法により行う。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5-2の⑥の【検証結果の公表の方法】に同じ。